

平成 23 年 6 月 21 日

内閣総理大臣 菅 直人 殿
経済産業大臣 海江田 万里 殿
農林水産大臣 鹿野 道彦 殿
緊急災害対策本部 御中
原子力災害対策本部 御中
東日本大震災復興構想会議 御中

東日本大震災 復興提案

社団法人 日本農業法人協会
会長 松岡 義博



1. 災害の特性

今回の被害はマグニチュード9.0（震度7）の地震と大津波だけでなく、東京電力福島第一原子力発電所の事故も重なった複合的要因による未曾有の災害である。被害の範囲は広域に及ぶとともに規模も極めて甚大である。被害のあった地域は我が国の食料供給基地であり、農林水産業が基幹産業となっている。

当協会においても、会員の逝去、農業法人の経営資産の喪失、損壊、雇用人員の喪失、原発事故に伴う避難と風評被害、日本産農産物の安全安心のブランド力の喪失による輸出停止等の被害等があり、影響は極めて甚大である。

2. これまでの農業の姿

これまで農業者は生産コストの上昇、高齢化、後継者不足、就業人口の減少などの課題を乗り越え、生産性の向上に取り組み、消費者や食品産業からの様々な要求に応えることによって、国民に良質な食料を安定的に提供し、国家の食料安全保障に貢献してきた。日本の国内総生産の57%は三大都市圏が占める一方、地方経済は弱まり、地方の人口も減少する中、地方経済の基盤の一つである農業の重要性と農地の多面的機能について再評価されるべきである。

被災地域では農林水産業の比重が大きく、地域の社会と経済を支えているため、健全な農業の再建が地域復興への重要な鍵となる。

3. 法人協会の行動

今回の大震災に対し、当協会では震災発生直後に災害対策本部を事務局内に設置し、会員の安否確認、被害状況確認、新たな就農先情報の提供や、被災地への支援、政府・与党や関係団体への緊急要請や政策要望等に取り組んできた。被災地への支援においては、全国の会員に呼び掛け、無償で米42トンや食料品、チューリップを被災地の避難所へ届けるとともに、雇用機会や宿泊所の提供を申し出ている。

会員たちは自らできることは自らの力で、或いは会員相互の協力によって、事業再開に向けた果敢な挑戦を続け、産業復興の礎を築きつつある。その一方で、

被災地での農業法人経営及び農業再開には、政府の緊急かつ大規模な支援を必要としている会員が多数存在する。

4. 復興計画の考え方

(1) 基本的な考え方

我が国は大震災により正に未曾有の非常時に直面している。災害に強い我が国農業の姿を実現すべく、また30年先を見据えた国内農業の抜本的な構造改革と強化対策に真剣に取り組まなければならない。その取り組みにあたっては、被害に遭われた方々の地域農業に対する強い意思を受け継ぎ、この国難を克服するために、従来の復興計画とは大きく異なる視野が欠かせない。災害対策のみならず、地域の資源や文化を再評価しながら、新たな農業構造を構築するという視点で、地域社会を再構築する必要がある。

今回の大震災では、沿岸部において住居や農業施設など全てが流されたり、放射性物質の汚染により居住できなくなったりしている地域がある。震災前の状態に戻すことが、極めて困難な場合には、その代替地を国の責任と管理のもとで大規模な農地整備を実施の上、宮城県及び福島県等の内陸部に確保する必要がある。その新しい大規模農地においては、資本を含む経営資源を共有し、生産から加工、販売などを一体的に取り組む大規模経営体を創設することや、土地利用型と畜産を複合的に経営する農業法人の創設など、経営の大規模化と複合化を推進する必要がある。地域農業を牽引する効率的で競争力のある農業経営体の創設が期待される。併せて、一般企業による農業参入については、既存の農業法人等との連携も含めて、一定期間以上の農業経営継続を前提とした新規参入の支援についても更に強化すべきである。

また、全国の耕作放棄地もしくは限界集落への集団移民や新都市建設も並行して進めるべきである。この場合は、全国の離農後の畜産施設やパイロット事業により開発した土地の情報を収集し、斡旋することなどが考えられる。民間企業による復興速度は、人や組織、産業等により異なるので、産業間や地域間の均衡を保つため、行政による現場への指導や普及などが必要であり、これを担う農業改良普及員の活動が期待される。

復興策は、地域住民や地域農業者の意思を反映したものとすることが大前提である。行政機関を含む公的な組織が、従来とは全く異なる新たな発想を基に取り組むことと、全国民の理解と協力が欠かせない。

(2) 復興計画

① センター構想

総理大臣の下に「復興省」「復興大臣」を設置するとともに、その機能及び役割として農業の復興・振興対策を明確に規定する。放射性物質汚染問題は経済産業省、文部科学省、原子力安全委員会、食品の安全基準問題は厚生労働省、農林水産省、食品安全委員会、農地土壌汚染・塩害対策と農業生産再開は農林水産省、瓦礫の撤去や地盤沈下は国土交通省や県など、問題ごとに担当省庁や部局が多岐にわたる。

また、地方自治体自体が被害を受けたため、地方自治事務も混乱し、被災地支援と復興推進の受け皿が回復していない。現行での省庁間の分掌を

ひとまずおき、復興省及び復興大臣に一元的な権限を持たせ、判断と対策実行のスピードアップが必要である。

「復興省」には、権限と財源を集中させる。復興大臣による明確な指揮命令系統のもとで「ヒト・モノ・カネ」を迅速かつ、大胆に用いて十分な体制と仕組みのもとで、復興計画の実行に当たらせる。国はこの「復興省」の下、各地域における農業の枠組みを計画し、農地を整備し、持続的な農業経営が可能な形を示すべきである。

復興という大きな目標のためにベストな政策を考え、異種異才の人材を揃えて事業を果敢に実行し、使命を迅速に終えて解散させること。

② 復興計画の基本的方針を策定する。

食料の生産と確保、エネルギー政策と自然再生エネルギーの活用と、地方分散型のセーフティネットづくりに留意すること。

水田等の土地改良事業による農業・漁業の再生、自然の再生可能エネルギーによる港湾等の運用、災害に強い都市計画、スマートシティの建設を進めることは、日本の国内需要が回復させ、力強い経済成長が期待される。

以上のように、復興計画の基本的方針を策定するとともに、被災地農業の再生に向けた土地の集約化、農業経営の大規模化、複合経営化等を推進するために、震災復興特区を設けること。

その震災復興特区においては、同特区に限り農地集約を促進する措置や規制の緩和をすべきである。例えば、農地売却により得た所得に対しても、全額控除するなどの優遇措置を適用すること。

③ クリーンエネルギーの活用

今後、原子力発電所からの供給電力の減少と燃油の高騰が見込まれる一方、クリーンな発電技術の向上や蓄電池の性能向上によって、クリーンエネルギーへの期待が増すことが予測される。このため、太陽光、風力、地熱、バイオマスの活用や、農業用水路を活用した小規模水力発電などを推進すること。自然再生エネルギー（電気）を蓄電し、それを利用して農業用施設を稼働させる農業生産構造の実現に向けて、主要な農業地帯ごとに自然再生エネルギー等の蓄電施設を整備すべきである。

④ 農業の担い手確保

不足する農業の担い手を確保・育成するため、全国から人材を発掘し、指導、育成を行う、民間事業者も含めたこれら機関への支援を行う。農の雇用事業の複数年延長や就農マッチングの機会を拡大するなど、就農に係るあらゆる施策を充実すべきである。また、現在は認められていない農業分野における外国人の労働者の受入についても、条件付きで道を開くべきである。

⑤ 農地の復旧

津波による塩害や放射能により汚染された農地については、国がこれを脱塩、除去するための対処を迅速に行うこと。併せて当該農地の生産・収穫可能時期の目途についても明らかにすること。

また、被災農地が食料の生産に適さないと判断されれば、バイオ燃料、

エタノール等の原材料としての活用と差額の補填を検討すること。国はこれら生産物を全量買上げたうえで、燃料に精製するプラント施設も運営すること。

⑥ 農業基盤整備

被災地の復興に農業関係公共事業を重点的に実施すること。換地の機能も活用して農地の集約化の推進と農地の効率的な活用を可能とすること。農地など生産基盤の整備だけでなく、生産物流通のための多温度帯流通施設の整備も、地域社会資本の一環として共同利用施設として整備すべきである。

⑦ 農機具の調達

農機具の取得を支援するため、融資やリース補助等を充実すること。また、全国からの中古トラクター等の農業機械や生産設備を集約するなど、低コスト化を図りつつ生産基盤を整備する。

⑧ 金融支援

農業者は、無担保、無保証、無利息だとしても、既往債務に加えて借金を重ねることは難しい。民間金融機関に対しては、国が震災救済のための特例措置として10年間、課税を免除し、被災者の既往債務の免除又は軽減を促す。日本政策金融公庫資金については国が引当財源を確保することで既往債務に対する免除又は軽減を検討する。

また、経営開始後、軌道に乗るまでの生活支援は国が所得補填を行う。また、大規模化を進める農業法人の資本増強に向けた一層の支援も必要である。

大震災の直接的被害額は20~25兆円と推計され、第1次補正予算による復旧復興予算額は約4兆円、第2次補正予算では10兆円を上回る可能性がある。1次補正予算では国債増発は見送られたものの、2次補正予算以降では短期間（5年以内）に数10兆円を確保する必要がある。政府の借金は800兆円あるが、一方で政府が持っている預貯金、有価証券などの金融資産もある。更に、増税をせずとも復興関連に限る国債を発行し、通常の赤字国債とは区別して管理し、日銀が引受けるなどにより財源を確保することも検討すべきである。それでもなお財源が不足する場合は、各種税の併用による増税の可能性も否定しないが、増税が企業活動や個人消費の減退を最小限に抑える措置も必要である。

⑨ 被災農業者の公的負担の減免

震災特例法で実施される社会保険料、税金などの公的負担の減免措置について、もう一段踏み込んだ措置を実施すべき。

⑩ 食料安保

国の食料備蓄のあり方を再考する。今回の震災では国が備蓄していた米を被災地に迅速に到着させることができなかった。このため、農家の倉庫を米の備蓄基地と位置付けるなど、市町村ごとに食料を備蓄する制度を検討すべきである。

併せて、国民及び世界の国々からの日本産農畜産物の品質に対する信頼

を回復するため、農畜産物安全情報センターを設置し、放射能濃度を分析し、明示する第三者機関が必要である。また、この分析表示については、適正な国際機関による監査を受ける。

⑪ 農業関係情報と復興関係情報の発信

農水省が所管しているグリーンチャンネル等の情報通信網を活用し、農業関係、復興復旧関係、放射性物質拡散状況データ、原発補償関係の各種情報を定時的に発信する仕組みを整備すべき。

また、震災で情報伝達ルートが寸断され大混乱に陥った被災地では、インターネットの有効性も明らかであり、農業分野でのIT化により一層の推進がなされるべきである。

⑫ 食品の放射能暫定規制値に関する作付け制限値の再点検

食品の放射能暫定規制値や作付け制限値が、人体にとって適正な数値となっているのか否かの再点検、再検証をすべきである。

(3) 放射能被害に対する対応

① 組織

復興省直轄の「放射能センター」を福島県内に設置する。これは放射能被害に関する一切の業務を専門的・集中的に扱う新たな機関であり、ここに人的資源とモニタリングや分析器機等の測定資源を整備する。ここでは、土壌分析結果等を正確に情報開示し、定時的・継続的・長期的にモニタリングする。

また、放射性物質汚染による相談窓口や広報発信、当該地方公共団体の補償相談窓口等を開設する。

② 補償と政府からの仮払い

福島原発近くの農水産物について、ヨウ素、セシウムなどの放射性物質により、出荷停止及び出荷制限、自粛になった牛乳、ほうれん草、魚介類については、国と東京電力が責任をもってその補償をしなければならない。農作物に降り注いだ放射能物質が、暫定規制値を超えることで出荷停止などの処置がとられたことによる損害はきわめて大きく、加えて風評被害により大幅な値下げや売上の減少が生じている。福島、北関東の農産物に対する風評被害も福島原発に起因することは明らかであり、その損害のすべてを補償すること。

出荷できない間は全く収入がないため、農業者は生活費にも窮しており、一刻の猶予も許されない。風評被害にも、政府はすぐに仮払いを行うべきである。各電力会社が協力して積みたてて来た3兆円余の特別会計と、東京電力の内部留保もすべて投じて、損害賠償の責任を果たして欲しい。今すぐに政府は決断し、大胆にそれを実行しなければならない。政府は、東日本大震災と福島原発事故が日本列島を大きく揺るがし、国家の基盤を危うくしているとの認識に立ち、思い切った財政措置を取らなければならない。

③ 国民啓発と省エネ投資の推進

国民に更なる省エネ生活を勧め「オール電化生活」の推進も根本的に見

直し、再生可能エネルギーの活用促進に加えて、石油やガスを組み合わせて、安定的なエネルギー供給システムを更に推進すること。太陽光パネルの設置や蓄熱暖房の活用等も促進すること。更に、スマートグリッドシティの実現に向けた研究を促進すること。

④ 日本産農畜産物の輸出再開対策

原発事故による放射能汚染のため、世界各国では食品分野に限らず輸入規制が強化され、日本からの輸出がストップした。結果的に海外で培ってきた日本産農畜産物の安全、安心、高品質そして美味しいというブランドが失われた。

このような現状を打開し輸出を再開するために、政府主導で輸出企業に対して放射能基準適合証明書及び産地証明書を迅速に発行するとともに、測定及び分析結果等の情報を諸外国に向け適正的確に発信をすることで、日本産の農畜産物の安全性に関する信用を取り戻すこと。加えて、海外での風評被害につながる報道等については是正する対策を実施されたい。

5. 政治家、役所、報道機関等に対する意見

東京電力福島第一原子力発電所の事故と放射性物質の拡散は、飲料水や農産物の汚染を通じて国民の不安を極度に増大させた。政府の発表とこれを報じるマスコミの影響力は非常に大きく、出荷停止や自粛要請を待つまでもなく、風評被害が拡大した。

このことに学び、政府は放射性物質を含めた食のリスクについて、国民及び世界に向けて正確で詳細な情報を随時提供し、万一の事態にあっても不合理な風評被害が拡大することがないように、リスクコミュニケーションを図り、マスコミにも適切な情報提供を行う必要がある。

以上